

## 公害を記録するということについて

写真は先に紹介した「四日市公害と環境未来館」の四日市公害裁判シアターにも登場する、若き日の沢井余志郎である。沢井さんは「くさい魚とぜんそくの証文」の中で、表題のテーマで書いている。

魯迅の評論の一節から始まる。「人間は忘れっぽいものです。そのために、自分がこれまで受けた苦痛から次第に離れてゆくこともできるが、その忘れっぽさのために、前人のあやまちを再びおなじように繰り返すことも珍しくない。」



なんのために公害を記録するか-----その答えの一つは、魯迅のこの文章に書かれてある、「忘れっぽさのために、前人のあやまちを再び繰り返かえす」そうならないためにです。戦争の危機がせまるとき、ことのほか、戦争体験が強調され、かつて記録されたものがあらためて公にされたり、また新たに記録されたりもします。そこには事実の重みがあり、人々をして、戦争の悲惨さを思い知らしめ、人類の進歩に役立つ科学が、その一方で人類を亡ぼすものともなっていることを認識させ、平和が強くのぞまれるようになります。



公害は、そのために人間が傷つけられ、死ぬことになることさえあります。公害もまた犯罪なのです。ただ、公害については、四日市にコンビナートができたことで、四日市の市民全部がただちに公害病になるわけではありません。市民のなんパーセントかの人たちが、公害病認定患者になります。だからといって、「人間のあるていどの犠牲はやむをえん-----」と云ってのけた四日市市長が居りましたが、一部の利益のための犯罪の犠牲になるなどということが許されていいはずはありません。

産業界のみならず、国や自治体にとっても大きなショックとなった、患者側勝訴の四日市公害ぜんそく判決(1972年)から12年が過ぎました。それを待っていたかのように、企業も、行政も、そして、公害に反対することにつとめた学生や運動のリーダーからも、「四日市公害は解消した」との言動が公然化し、公害患者救済のよりどころとなっている「公害健康被害補償法」の地域指定を解除しようとする動きが顕著となっています。

しかし、----- コンビナート工場群は今も存在し、火力発電所の新增設もすすめられ、公害発生源は無くなっていないし、なによりも、公害患者が今も発生している事実を消し去ることはできません。あやまちを再び繰り返さないために、事実を確認し、記録していくことは、いまもなされなければならないと思います。

(2016年1月31日)